第2回 第4期熊本市自治推進委員会会議録

日 時:平成30年1月16日(火) 午前9時~11時

会 場:熊本市役所 議会棟2階 議運・理事会室

出席者:澤田委員長、小林副委員長、家入委員、北岡委員、越地委員、高智穂委員

野口委員、遊佐委員、米満委員

欠席者: 秋山委員

澤田

(開 会)

委員長

それでは、定刻まで少し時間がありますが、皆様お揃いですので、始めさせて いただきたいと思います。

ただいまより、第2回第4期熊本市自治推進委員会を開催いたします。本年も どうぞよろしくお願いいたします。

前回の委員会では市長から2点の諮問をいただきました。1点目は自治基本条例の見直しに関することです。条例には、4年を越えない期間ごとに見直すという規定がありますので、それに基づくものでございます。2点目は自主自立のまちづくりの推進に関することです。以上の2点の諮問事項となっております。

そのうち、1点目の条例見直しについては、今年度中に方向性を示したいと思います。そして、2点目の自主自立のまちづくりに関しては、来年度以降、ご意見を伺っていこうと思います。

今回、2回目の委員会ですので、自治基本条例の見直しについて、社会情勢等の変化に関して、どのような対応をする必要があるかを事務局で整理してもらいました。それに基づいて、自治基本条例の見直しの必要性について、皆様のご意見を伺いたいと思います。

2時間程度を予定しておりますが、少しボリュームがあるため、場合によって は次回への持ち越しの可能性もあるかもしれません。よろしくお願いいたします。 それでは、まず始めに配布資料の確認について、お願いします。

事務局

(資料確認)

会議次第

席次表

【会議資料】

他都市の自治基本条例の制定及び改正状況 <u>資料1</u> 社会情勢等の変化と条例との関係性の検証 <u>資料2</u> 熊本地震について <u>資料3</u>

【配布資料】

自治基本条例はなぜ必要なのか

澤 田 委員長

次に、会議の成立について、事務局からご説明をお願いします。

車☆日	ナロは チ星10々のこと 0々のチ星の比埃にブ川座といただいてわりまた
事務局	本日は、委員10名のうち、9名の委員の皆様にご出席をいただいております。
	従いまして、熊本市自治推進委員会規則 5 条第 2 項の規定により会議が成立して
\m	いることを報告します。
澤田	ありがとうございました。
委員長	それでは早速、議事に入りたいと思います。本日は、議事が2点ございます。
	まずは報告事項1の「他都市の自治基本条例の制定及び改正状況」について、
	事務局よりご説明をお願いします。
事務局	それでは、報告事項の「他都市の自治基本条例の制定及び改正状況」について
	ご説明させていただきます。
	資料1を説明
	以上で、報告事項についての説明を終わります。
澤田	ありがとうございました。まずは、他都市の状況について、参考にするという
委員長	ことで説明がありました。
	これについて、何か質問や確認事項等ありましたら、お願いします。
越地	全体的な質問をさせていただきます。
委 員	自治基本条例を制定しているのは約3割で、政令市の中でも制定していないと
	ころが多いようです。制定していなくても、支障がないということでしょうか。
	また、そのような中で、制定したことによるメリットや意義などがありました
	ら教えてください。
事務局	制定していない場合でも、自治体として動いているというのは事実かと思いま
	す。
	ただし、自治基本条例にて、市民・市議会・行政の責務などが規定されること
	で、3者の役割がより明確になっています。そのことにより、他の条例や規則な
	どに自治基本条例の理念が反映されるというメリットはあるかと思います。
澤田	少し補足をさせていただきます。
委員長	資料では、都道府県・特別区・市を対象としておりますが、市町村と特別区を
	あわせると全国に約 1,750 の自治体がございます。そのうち、自治基本条例を制
	定しているのは約350ですので、2割から3割弱くらいです。
	自治基本条例は、国が制定することを定めているわけではなく、自治体の自主
	的な自治立法です。つまり、制定する・しないは、自治体に委ねられています。
	そのため、自治体が自主的に自分達の自治をどうしていくのか、ということを示
	す基本的なルールとも言えます。
	ルールがあると、ルールを守らなければなりません。例えば、行政が都合のい
	いときは「やる」が、都合の悪いときは「やらない」、また、住民側も都合のいい
	ときは「行政に頼る」が、都合が悪いときは「行政の責任だ」といった、場当た
	りのような対応をしないためのルールでもあります。
	ですから、制定していない場合でも行政運営に支障はありませんが、制定する

ことによって、みんなが同じ方向を向いて自治を行うことができます。

そういうことで、全国の自治体の約2割が独自の考えにより、制定しているということです。

他にご意見などございませんか。

【質疑等無】

それでは、時間もないので先に進みます。

全国の自治体の状況が分かったところで、今回の審議事項である条例の改正の 必要性について、判断が必要になっていきます。

もちろん、条例ですので、都合が悪い部分は改正していく必要がありますが、 改正自体は議会案件です。そのため、句読点を付けるなどの簡単な改正を議会に 諮るのも煩雑になります。

まずは、条例を改正する必要があるかどうかを皆様にご意見を伺いたいと思います。改正の必要があれば改正しますし、現在の条文で特に問題はないということであれば、それを踏まえて次回の審議に進みます。

それでは、審議事項により、前回の改正以降に起こった社会情勢等の変化を踏まえて、この条例に盛り込む必要性があるかどうかについて、皆様にご意見を伺いたいと思います。事務局より説明をお願いします。

事務局

地域政策課の田代です。審議事項の説明をさせていただきます。

資料2の「①公職選挙法の改正による影響」を説明

以上で報告事項の公職選挙法の改正による影響について、説明を終わります。

澤 田 委員長

ありがとうございました。項目1つずつ順番に審議するということで、まずは、 公職選挙法の改正による影響についてです。

条文本体の「未成年の市民」という標記をどうするかという論点と、逐条解説 の年齢基準をどうするかという論点です。

逐条解説については、もちろん変更する必要があるということで皆様よろしいかと思います。条例改正のように議会案件ではないため、市役所にて変更の手続きを行えば済む話です。そのため、条文にどのように手を付けるかについて、論点の整理を行っております。

資料2ページ目の中段に、仮に条例を改正する場合の想定される事項が記載されております。また、特に現在の条文で問題ないということであれば、条文を改正しないという考え方も可能です。

そのあたりついて、どなたからでも結構ですので、ご意見を伺いたいと思いま

遊佐委員

今の規定の「未成年」については、公職選挙法の関係で、今後「18歳未満」 という標記に段々と切り替わっていくと考えられます。そういう中で、「未成年」

	の規定では、個々の判断によって迷いが生じることがあるかと思います。
	そのため、「18歳未満」という確立した表記に変更することによって、どなた
	が見てもぶれない条例になるかと思います。
澤田	今の意見は、「18歳未満」と変更することによって、判断の迷いが生じないと
委員長	いう意見です。
	その他、ご意見はないでしょうか。
越地	この条例を改正する場合、改正時期はいつ頃になりますか。
委 員	
事務局	本委員会の答申をいただいた後になりますので、来年度になるかと思います。
越地	ありがとうございました。
委 員	選挙権年齢は18歳以上ですが、成人年齢を18歳以上に引き下げることにつ
	いて、今度の通常国会に法案が提出される予定です。可決された場合には未成年
	= 18歳未満となるため、法律ともはっきりと整合性がとれることになります。
	そのような状況を踏まえて、成人年齢の引き下げが確定していない段階で、1
	8歳未満と変更する場合には、法律と条例の施行時期のズレが気になります。
	もしも、国の法案が可決されれば、未成年=18歳未満と明確な位置づけがで
	きます。可決は間違いないとは思いますが、まだ決まってはいません。
	もしも、国の法案と条例改正の施行時期がうまく一致するならば、18歳未満
	と変更したほうがより明確かなと思います。
澤田	もし改正が必要な場合は、答申をもとに議会にかける流れになりますので、
委員長	ここで議論を行ってすぐに改正ということにはならず、もう少し時間がかかりま
	す。
	他にご意見ございませんか。
小 林	今の状況からすると、「未成年」の定義と、条文の対象が「18歳未満なのか2
副委員	0歳未満なのか」という定義と、2つの定義を考えなければなりません。そのた
長	め、先ほど遊佐委員がおっしゃっていたように、「未成年」の定義がはっきりしな
	いため、分かりにくいのかなと。
	ただし、はっきりさせるためには条例改正が必要であるため、手続きの煩わし
	さはあるかと思います。
	しかし、例えば、暫定的に自治基本条例上の「未成年」の定義を18歳未満と
	解釈するために逐条解説を変えたとしても、今後、また何か起こることにより変
	更が必要になった場合に、同じような議論や手続きを行うというという煩わしさ
	もあります。
	そのため、ここで条例そのものを「18歳未満」と明記し、「未成年」という表
	記をやめたほう分かり易いのではないかと思います。
澤田	ありがとうございました。
委員長	他にご意見ございますか。
	今、皆様からいただいた意見をまとめると、何度も同じような手続きなどを行
	わず、ここで「18歳未満」と変更したほう良いという意見。そして、国の法改
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

正とあわせたほうがいいのではという意見が提示されました。

概ね、「18歳未満」の標記により、見る人が迷わない規定がいいという意見か と思います。そうなると、条例の改正が必要ということになります。

その他、ご意見ありませんか。

【意見等無】

では、一旦ここでは、「18歳未満」と変更することで、仮決定といたします。 次の協議に進みますが、後ほど、何かございましたらご意見をいただきたいと思 います。

それでは、2点目の「熊本地震による影響」について、事務局よりご説明をお願いいたします。

事務局

まずは、皆様の配布しているパワーポイントの「熊本地震について」という資料からご説明いたします。

資料3を説明

熊本地震の概要について、ご説明いたしました。続きまして、元の資料の3ページをお開きください。

資料2の「②熊本地震による影響」を説明

以上で説明をおわります。

澤 田 委員長

ありがとうございました。ただ今、熊本地震に関することと自治基本条例との 関係性について、ご説明をいただきました。

特に、地震による影響として、自助・共助などの危機管理に関する規定について、いくつか論点が示されたところです。また、震災復興計画に基づく自助・共助に関する施策や、災害に強いまちづくりなどの具体的な取組みの紹介もありました。

それを踏まえて、自治基本条例の改正の有無について、委員の皆様からご意見 を伺いたいと思います。

他の政令市では「危機管理」の規定がない一方で、熊本市は震災前から規定していたという違いもあります。また、東日本大震災の影響を受けたいくつかの自治体では、「危機管理」に関する特徴的な規定もありました。

このあたりを参考にして、自治基本条例を改正していく必要があるかを、震災 当時のご自身の経験なども踏まえて、ご意見をいただきたいと思います。

米満委員

本日は、大変良くまとめていただいた貴重な資料でご説明をいただき、ありがとうございました。

熊本地震の際には、皆さんが苦労したという実情を振り返らなければ意味がな

いと思います。マニュアルが役に立たなかったという課題については、私自身も 痛感したところです。熊本市が熊本地震の経験を踏まえた課題に対して、どのよ うに対応していくのかを切実に整理されていると感じ、心強く思いました。 そして、今後も色々なところで災害は発生しますけども、いつ発生しても、き ちんとした対応ができることが重要です。 そのためには、熊本地震を経験した熊本市だからこそ、条例にそのことをきち んと反映させるべきではないかと思います。 澤田 ありがとうございました。 委員長 熊本地震の経験を踏まえて、自治基本条例を改正しなければならないというも のでした。 その他、ご意見などございませんか。 米満委員と同じ意見ですが、自治基本条例に熊本地震の経験を盛り込むべきだ 高智穂 委 員 と思います。 熊本地震を経験して皆さん感じたことがそれぞれあり、自治基本条例に盛り込 むことによって、熊本市だからこそ発信できることがあると思います。他都市に 対しても、防災に対する熊本市の意識や防災に関する取り組み状況を発信するこ とにも繋がります。さらに、市民と行政などの皆さんが、一緒の方向に進んでい くときの指針にもなってくるという気がします。 先ほどの説明にもありましたが、避難所運営委員会の設置が各校区で進んでい ますが、うまくいってないところもあります。当時の避難所運営がうまくいった ため、避難所運営委員会の必要性を感じているところもあれば、全く動かなかっ たため、設置する校区もあります。 一方で、うまく運営ができたために、わざわざ避難所運営委員会を作る必要が ないと感じているところもあり、校区によって状況は様々です。 そのような中、目指すべき姿に向けて、熊本市が市民と一緒になって作り上げ ていこうと考えたときに、自治基本条例に盛り込まれていることによって、お互 いが同じ方向に進むことができるのかなと思います。 そのため、熊本地震については、改めて明記したほうがいいのではと思います。 澤田 ありがとうございました。 委員長 それでは、皆様にはどのような形で盛り込むべきかについて、ご提案をいただ ければと思います。 今、事務局からの説明にもあった通り、現在の「危機管理」という条文は、「市 が○○しなければならない。」といった、市の責務だけを規定したものです。そう いったところを、どのように変更するのかというご提案をいただきたいです。 小 林 私も盛り込むことには賛成ですし、熊本市の責任でもあると思っています。し 委 員 かし、どこに盛り込むべきかを悩んでいます。「市長の役割」でもないし、「危機 管理」だけでもないし、「コミュニティ活動」だけでもないと思います。 やはり、今回、一番謳いたいのは、「三助」です。「自分達のことは自分達でや

ります」というのが、私達市民のレベルでもそうですし、さらに、地域や行政で

	も、それぞれの立場でやらなければいけません。
	それを踏まえると、条例の中に1文付け加えるというより、「防災」に関しては、
	震災を経験した私達として、「これが私達、熊本が目指すべき方向」というのがハ
	ッキリと分かるように「章」として組み入れたほうがいいと感じています。
米 満	私も同意見です。
委 員	経験をしたからこその私達の役割ではないでしょうか。条例の中に1文を付け
	加えるだけで、「ここに書いてありましたよね?」というよりは、市民もみんな一
	緒になって頑張るということを、きちんと「章」として追加するほうがいいと思
	います。
澤田	ありがとうございました。
委員長	今の危機管理の規定は24条ですが、「章」としては「市政の原則及び制度」と
	なっており、「熊本市が○○しますよ」という構成になっております。
	そのため、危機管理に関しては「章」を独立させてはっきりと分かるようにす
	るべきとの意見だったかと思います。
	他にご意見ございますか。
家 入	皆様の言われている通り、「章」として独立したかたちで出すことが大切だと思
委 員	います。
	実際に災害が起こった場合に、どうするかといった細かいところや復興に向け
	た取組みなど私達が経験していることを「章」として明らかにしていくことは、
	将来に繋がっていくことだと思います。
澤田	ありがとうございました。
委員長	いくつかご意見をいただきました。独立した「章」を設置することで、震災の
	経験をハッキリと表すといったものです。
	今の危機管理の条項は、「熊本市は○○します」といった熊本市の責務だけの記
	載ですが、そこを「章」として独立させ、自助や共助などを追記するといったこ
	ともあります。
	その他に、こういった条文が必要ではないかといった意見はございませんか。
	事務局に確認ですけども、震災に関する具体的な取組みは復興計画や総合計画
	で盛り込んでいるということですよね。自治基本条例に項目を追加する場合は、
	熊本市の自治に関して、熊本地震を踏まえて今後の大きな方向性を決めるといっ
	たところでしょうか。
事務局	そうです。
澤田	分かりました。
委員長	本日の資料の4・5ページには、東日本大震災を経験した自治体の参考条文が
	記載してあります。黄色マーカーが塗ってある箇所が、今回の検討に参考となる
	文言かと思います。
	このあたりを読まれた上で、ご意見ございませんでしょうか。
遊佐	他都市の参考条文を読ませていただきました。
委 員	危機管理や災害への対策としては、「地域」との係りが大切だと感じています。

	熊本市においても自治会加入者の減少や、子どもの減少による保護者と学校の係
	りの減少など地域の係りが少なくなってきているように感じます。
	そのため、5ページの「市民は、地域のつながりを深め、災害等の発生時には
	相互に支え合います。」のように、地域団体に入ることにより、「誰かに助けても
	らえるし、自らも誰かを助けることができる」といった内容のことをぜひ明記し
	てもらいたいです。
澤田	ありがとうございました。
委員長	白河市の第26条第2項の規定のことですが、このような条文が熊本市にも参
	考になるのではというご提案でした。
	他にございませんか。
野口	復旧復興について1点、気になることがあります。
委 員	現在も多くの方が仮設住宅やみなし仮設などに入居していますが、皆さん、複
	雑な問題を抱えています。今後、そういった方々に対して、どのようなサポート
	をしていくべきなのかを、復興計画の中に指針のようなものを盛り込むことがで
	きればと考えています。
澤田	仮設住宅などに入居されている方への支援についてのご意見でした。復興計画
委員長	や総合計画にも、当然、具体的な取組みを入れ込むべきだと思います。
	また、自治基本条例の逐条解説に具体的に明記するという考えもあるかと思い
	ます。
北 岡	今のご意見に関連したことですが、私にもみなし仮設住宅に入居中の友人がい
委 員	ますが、現在の生活に不安を感じているようです。
	そのため、支援策などを具体的に盛り込んでいただくと安心感を与えられるの
	ではと思います。
	昨日の話ですけども、その方は、みなし仮設の入居期間が2年から3年に延長
	されたため、非常に安心されておりました。
澤田	ありがとうございました。
委員長	これまでのご意見では、現在、「危機管理」について、熊本市の責務だけを規定
	していますが、それを独立させて、「地域とのつながり」なども入れたほうがいい
	というものです。
	そのあたりを踏まえて、今後さらに検討していきたいと思います。
	その他にご意見ございませんか。
	【意見等無】
	それでは、熊本地震を踏まえた条例改正を行うと仮決定して、先に進ませてい
	ただきます。
	次は本市の人口ビジョンを踏まえた検討です。本市の人口ビジョンには、人口
	減少や高齢化などによる様々な影響について記載されています。
	それでは、事務局からご説明をお願いします。

事務局 説明をさせていただきます。 資料20「③本市の人口ビジョン(人口減少・少子高齢社会)」を説明 以上で説明を終わります。よろしくお願いします。 澤田 ありがとうございました。 委員長 熊本市の人口ビジョンには、人口減少や少子高齢化などによる様々な影響につ いて記載がございます。 自治基本条例との関係性について、事務局からの説明では、人口減少などに伴 う問題と地域コミュニティの取組みに関することは、既に自治基本条例制定時に あらかじめ想定されており、既に条文として規定しているところもあるとのこと です。 それでは、条例改正に関する意見だけでなく、皆さんの地域で抱えている問題 の提起でも構いませんので、ご意見などございませんか。 野 人口減少については、多岐に渡って様々な課題があるかと思います。 委員 私の住んでいる北区では、農業分野で「高齢化による跡継ぎ不足」という問題 がございます。工業では、1つの大きな柱がありますので、大いに期待しており ます。また、商業面では国道3号線の渋滞により、買い物がしづらいといった問 題が住民を悩ませています。 何が言いたいかというと、コンパクトシティという計画がありますが、その計 画からはみ出た地域への懸念です。特に、交通の問題です。さらに、農業問題で も大規模農家の育成に関する計画がありますが、なかなか進んでいません。ダラ ダラと続けていくだけでは、結局得るものはありません。農業従事者などの民間 任せではなく、行政が明確に方針を示さないことには前に進まないのではと感じ ています。 工業でいうと、平田機工という大きな企業が頑張っており、雇用も増えている ようです。こういった地域の核となる企業が全国区となると全国から人が集まり ますので、非常に期待しているところです。 いずれにしても、働く場所の確保がないと若い人が住み着かないのではないか と思います。 また、急速に70歳、75歳以上が増えている一方で、建築業界やサービス業 会など様々な業界で人手不足が問題になっているようです。それがどういった理 由なのかを洗い出し、一から検討する必要もあるのではないでしょうか。 ありがとうございました。今、野口委員から様々な地域の問題について指摘が 澤田

委員長

ございました。

私達は今後、自主自立のまちづくりの推進についても、話し合っていくことに なります。今のご意見の中であったコンパクトシティに含まれない地域の持続や 産業振興、人手不足の対応など、熊本市は今後どのようにしていくのかといった 観点で協議していくことになるかと思います。

	その他ございませんか。地域の実情や課題でも何でも構いません。
北 岡	私個人の活動ですが、「生涯楽しく学ぼう会」という会の中で、野菜作りとして、
委 員	じゃがいもを作ってみようと考えています。
	現在、白菜などの野菜がとても高騰しており、気軽に買える状況ではありませ
	ん。一方で、私の住んでいる御幸校区の幸田には、半年間しか米を作っておらず、
	あとの半年は土地が遊んでいるような状態です。そのため、私が数年前に自治協
	の理事をしていたときに、「自分たちのものは自分たちで作る」ということで、遊
	んでいる田んぼを利用した野菜作りを提案しました。
	未だに実現はしておりませんが、まずは、微力ではありますけど私の土地を無
	償で使ってもらい、きっかけを作ろうと考えました。大げさなことを言うと健康
	な野菜を食べると医療費の節約にも繋がります。
	また、防犯に関して、北九州市では自治会の防犯活動ではない「パトラン」と
	いうものがあります。皆さんご存知でしょうか。パトロールをしながら散歩やラ
	ンニングを行うという活動ですが、これを北九州市ではお年寄りから中学生まで
	幅広い世代の方が参加しております。赤いシャツを着て走るだけですが、地域の
	防犯に大変効果があるということです。これを私の地域でも実施したいと思い、
	早速、赤いジャンバーを買いに行ったところです。最初から何十人は難しいです
	が、私の周りの数人でもいいので始めてみようと思います。そして、同じように
	歩いている人には、自前のチラシを配布して、まちづくりのために参加を呼び掛
	けようと思っています。
野口	私もパトロールを実施していますが、地域の防犯活動のために警察がジャケッ
委 員	トやライトなどを配布しています。それを活用してはいかがでしょうか。
北岡	そうなんですね。早速利用させていただきます。
委 員	北九州市では、そういった防犯活動のために1口3,000円の支援を住民か
	ら募っており、年間で40万円ほど集まるそうです。それを元に、色々な活動費
	にされているそうです。
	熊本地震の際にも街頭募金を実施してくれて、熊本へ寄付をしていただいたよ
	うです。
	いいところはドンドンと真似したいと考えています。
澤田	すごく良い話でした。
委員長	例えば、じゃがいも作りは住民の生きがい作りや健康な体作りなどに繋がりま
	す。また、防犯活動にしてもランニングや散歩の際にちょっと服を着るだけで効
	果があるとのことです。
	そういった日頃の活動がまちづくりに結びつくというのは、すごく良い話だと
	思います。
北岡	少しずつ活動への参加者を増やせればと考えています。
委 員	防犯活動については全国の半分の都道府県で、行政も係って実施しているよう
	です。そういった良いことは、行政からの助成があると嬉しいです。行政が主導

	して行うのと、地域が小さいところから行うのでは大きく違います。
澤田	ありがとうございました。
委員長	その他ございませんか。
小林	私の研究室では、4年程前から西区芳野の過疎化・高齢化の問題を、観光によ
副委員	る交流人口促進によって何かできないかということで、「オレンジカクテルナイ
長	ト」というイベントを実施しています。学生のフィールドワークの一環として、
	始めたイベントで今年3回目となります。
	3年間、地域に入って思うことは、住民の方は決して地域に愛着が無いわけで
	はないということです。地域の人たちは地元に対する愛着はあるのですが、自分
	達の地域の魅力を当たり前のことと感じているため、評価されているという感覚
	がないようです。
	そのため、学生など外部の人が、「みかんの景色がすごい!」などと感嘆すると、
	地域の人たちのモチベーションが一気に上がるというのを感じました。そのよう
	な潜在的な地域愛や「なにかしたい」という欲求を呼び起こすための「情報」や
	「マッチングする人」が重要になってくると思います。大学や若者など地域にあ
	まり関わっていない人が、地域の宝を客観的に評価する機会がすごく重要だと思
	います。
	北岡委員のような地域のリーダーとそういった人が結びつければ地域が動くき
	っかけになるのかなと。そのリーダーが誰で地域が動くきっかけが何なのかとい
	うのを丁寧に探す作業が求められるのかなと。
	また、そのような作業を地域担当職員が担ってもらえればと思っています。ま
	だまだ、学生のほうが地域に入り込んでおり、地域担当職員は3歩下がって遠慮
	しているような印象があります。
	学生や地域担当職員を活用することにより、地域の潜在的なパワーを引き出す
	作業が求められると思います。
野口	今の話に関連して、お話したいと思います。
委 員	現在、65歳が定年となっている企業もありますが、私は75歳までは働ける
	と思っています。人手不足と言いますが、雇用側が年齢制限をかけている場合が
	見られます。そこを解消するような行政側の施策も必要ではないかと思っていま .
	す。
	また、成り手不足の原因も70歳頃まで仕事をするからです。仕事を持ちなが
	ら地域活動の役職につくのは難しいと思います。さらに、リーダーに対しての要した。
	求事も多いです。住民側の意識改革も必要です。 ***********************************
	高齢社会では、メリットデメリットが多いと思いますが、労働面では最低70
	歳定年を導入しないと、様々な企業で立ち行かなくなるかなと。65歳、70歳
	は元気で人生経験が豊富です。体力があるそういった人達の活用が必要だと思い , ,
	ます。

澤田 ありがとうございました。 委員長 潜在化している地域資源の活用や産業面での65歳以上の人材活用について、 ご提言いただいたところです。 次年度、議論を行う「自主自立のまちづくりの推進」にも関連してくるかと思 います。 その他、少子高齢化について、条例に関連していなくても構いませんのでご意 見はないでしょうか。 高智穂 1つよろしいでしょうか。 委 員 色んなところで色んな地域活動をしている人がいますが、皆さん、自分のこと として考えていないことが、担い手不足や地域活動に入り込めていないことに繋 がっているのではないかなと思います。北岡委員のように地域のために様々な取 組みをされている人は沢山いると思います。 響かない人には響かないとは思いますが、そういった活動が自分のことと分か ってもらえたときに、振り向いてくれるのではないかと思います。 例えば、地域の人たちが子供たちの見守り活動をしていますが、それが当たり 前のことになっています。しかし、決して当たり前のことではなく、皆さん、自 分の時間を割いて朝・夕の見送り活動行っているのです。そういった活動が自分 達の生活に関連しているということを行政や自治会や放送局などがうまく発信で きれば良いなと思います。 また、少子化や高齢化も数字では聞きますが、普段の生活の中で感じることは まだないと思います。資料にある2050 年は32年後なので、想像もできません。 そのため、もうちょっと短い期間で自分達の身近な毎日の生活で関係することで あれば、もっと関わってくれる人や関心が高まってくれる人が増えるのではない かと思います。 ありがとうございました。 澤田 委員長 自分の事として捉えるということで、非常に良い論点かと思います。 その他ご意見はございませんか。 北岡 もう1つよろしいでしょうか。 委員 私の校区にも多く住んでいる大学生などを、どのように地域活動に取り込むか で悩んでおります。もっと町が活気づくのではないでしょうか。 そのあたりを先生に教えて頂きたいのですが。 私はゼミの学生に、「地域とどのように関わればよいのか」をここ数年、研究さ 澤田 せていました。そのため、自治会活動やお祭りなどへも参加させています。 委員長 学生達に聞いてみると、地域活動については思ったよりも大変ではなく、苦労 もしないと話します。さらに、お祭りの企画などを地域の人と一緒に考えたりす るのが、「面白い」とのことです。学生達は特にバイタリティーがあるため、全く 苦労はしていません。 ところが、きっかけがないことには学生と地域がどうやって手を握り合えばい

いのかがお互いに分かりません。原因の1つとして、「地域でどのような人がどの

ような地域活動をしているのか」を学生達が全く知らないということが上げられます。例えば、地域には自治会長や消防団や民生委員がいて、それぞれがどのような活動をしているかということです。

そのため、学生達には、そのような情報を学生達自身に分かり易く理解してもらうための「手引書」を作成させています。どういう人がいて、どういう活動をしているのか、さらにどのようにアプローチをしていけばいいのか、といったことの整理を現在行っているところです。

学生達が地域活動に参加することを嫌がったり、全く興味が無いというわけではなく、ただお互いが気づくきっかけがない状況ということです。

小 林 副委員 長

私は、2013年に現在の学科が設立されてから熊本に来ましたが、ちょうど 2013年の夏前に熊本市の職員に対して「観光」に関する講演を行いました。

職員の中には、前西区長さんもおられまして、その後、講演数日後には前西区 長さんとまちづくり担当課長さんが「西区の過疎化・高齢化という課題を観光で 解決したい」とのことで、協力の依頼を受けました。

西区に対しての先入観がない私は、まずは、西区がどういうところか知るために、学生達と一緒に草枕の道14kmを歩きました。そうするとビックリするほど、街中から近いにも関わらず自然が多く、景観も素晴らしく、人も優しいということで、大学のフィールドワークにも適していると感じました。そういった簡単なことで西区のまちづくりに携わるようになりました。

きっかけは些細なことです。本日、北岡委員からお話を伺いましたので、「ちょっと北岡さんの地域に行ってみるか」という気が私の中で沸々と湧いています。

ただし、学生を連れて行ったからといって、すぐにドラマチックに状況が変わるということはありません。そのため、地域からも過大な期待をしないでもらいたいです。

私達も3年間、西区の特産品であるみかんを使ったカクテル作り、そして、それを飲みながら素晴らしい夕日の景色を楽しむという「若者受け」や「インスタ映え」するようなイベントを行ってきました。それを SNS で発信することにより、地球の反対側にも情報を発信することができます。

この「オレンジカクテルナイト」を始める際には、学生たちに予算や企画などを考えさせ、それを区役所や自治会にプレゼンテーションさせました。「こういうことをしたいので自治会でもサポートをしてくれ」といった内容です。

それが2年目になると、自治会長と自治連合会長が「地域の住民はイベントを やってすごく楽しかった」ということで、予算についても確保していただきました。

2年目からは実行委員会の中に地域の人たちに入ってもらい、さらに3年目は地域のNPOや芳野以外の周辺の住民、青年部などを巻き込んだイベントとなりました。

地域のみかんを作っている人達と直接お話ができ、一緒にお酒も飲め、みかん 狩りも体験でき、さらにお土産にみかんをもらえるなど、外から来る人達にとっ

てはすごく面白い体験ができます。「来年も絶対来ますので、10名分確保してく ださい」と言ってくれるファンもできました。 ここまで来るのに3年間かかりましたが、今後はどの段階で「地域主導」に変 えていくということを考えています。地域の意識も少しずつ変わりましたが、「大 学生がやっているイベント」と考えている人たちも結構います。 それが、「今度は地域がやるので、大学は協力してくれ」といった主役が移る時 期がやってくると思います。そのためには、5年、10年といった月日がいると 思いますが、そのきっかけは本当に些細なことだと思います。 現在は、どんどや、成人式、お餅つき、夏祭り、ほたる祭りなど地域のイベン トには必ず学生がお手伝いしています。それが、学生達にとってもいい勉強にな っていますし、自らも楽しんで参加しています。そのような状況になるためには 地域と学生とのマッチメイキングが重要だと思います。 北 岡 自治協議会や自治会はどこにでもあり、どこの校区にも学生は住んでいます。 委員 例えば、学生などで組織する団体が自治協議会に加盟してもらうといったことで、 自治協議会の会議に大学生などが参加し、地域のコミュニティ作りにぜひ協力し てもらいたいです。 野 とてもいい考えだと思います。 委員 北 岡 何かをしようと思ったときに、人は相手が「誰」なのかを良く見ています。実 委 員 感として、私のような一般住民では、人はなかなか動いてくれません。 今度、私が実施する予定の「じゃがいも作り」について、どのように人を集め ようかと思ったときに、私が住んでいる7町内に回覧板を回そうと思っています。 普通だと、回覧板に住所や氏名などを書いていただくのですが、幸田公民館の小 さな会議室を借りまして、じゃがいも作りに興味のある方は、直接その会議室に 来ていただくことにします。そういった方法でやると関心や熱意の高い人しか来 ないからです。20人ほど予定しておりますが、例え5人ほどしか集まらなくて も、まずは始めてみようと思います。そうすることで、「北岡が面白いことをして いる」と徐々に広まっていけば良いなと。 じゃがいもは田んぼを植える時期の少し前に収穫ができます。そのため、3月 頃に植えて、5月20日頃に収穫します。そして、6月に田植えをするといった サイクルです。 来年はさらに活動を広げて、じゃがいもだけでなく、小松菜や水菜、チンゲン 菜といった葉物野菜を植えることも考えています。 今は思いつきですけども、若者の団体もぜひ、私の活動に参加してもらいたい と考えています。 自治会の話が出ましたが、私の意見を少し述べさせていただきます。 野口 委 員 去年の12月から自治協議会や自治会について、色々と調べました。 「校区単位」の自治会加入率については、行政側で把握しておりますが、「町内 会単位」となると把握ができていません。これは、町内会区域の線引きが明確と

なっていないため、世帯数が正確に算出できないからです。私達、民生委員は自 治会加入に関係なく、すべての世帯を対象として活動をしています。

私の地域では、18の自治会の境界とそれぞれの世帯数を調査しているところです。現在、半分は洗い出しが終了し、3月中にはすべて終了する予定であり、まちづくりセンターと協働で実施しています。熊本市全体の中で始めての試みではないでしょうか。自治会の線引きは変更となることがあるため、分かりづらいところもあるかもしれませんが、ある時点で調査しておくことは重要だと思います。

こういったベースとなるものがなければ、民生委員の活動では突っ込んだ話ができません。熊本市全体では、自治会加入率が約85%ですが、私の地域では70%です。自治会に加入していない世帯は、自治会などの目が行き届いていないため、様々な問題を抱えていることが多いです。

そのため、こういった調査を通して、自治会ごとの総世帯数や線引きを把握しているところです。

澤 田 委員長

ありがとうございました。皆様から様々なご意見をいただきました。人口ビジョンに基づく地域の繋がりなどについてです。このあたりは、来年度以降の「自主自立のまちづくりの推進」の議論の中で、詳しく話をさせていただきたいと思います。場合によっては、自治推進委員会からの提言ということで形にしても良いかと思います。

それでは、先に進みまして「4 その他」について、ご説明をお願いいたしま す。

事務局

説明をさせていただきます。

資料2の「④その他」を説明

以上で説明を終わります。よろしくお願いします。

澤田

ありがとうございました。

委員長

その他の検討ということで、まちづくりセンターが設置されたことでの活動状況や札幌市の例について説明がございました。札幌市は、かなり前にまちづくりセンターが設置されましたが、熊本市では今年度、設置されております。

それからもう1点が、自治基本条例の「見直し」に関する規定についてです。 現在は、「4年を越えない期間ごとに見直す」という規定であり、自治推進委員会 についても、この規定に基づいて現在、審議しているところでございます。この 規定を「必要に応じて」と変更することについて、検討するということです。

以上2点につきまして、皆様ご意見はないでしょうか。

【意見等無】

それでは、私から1点質問をさせていただきます。

	「4年を越えない期間ごとにこの条例を見直す」と第42条に規定してありま
	すが、そもそもこの条例を制定した際に、4年間と規定した理由を教えてくださ
	V _o
事務局	「4年」とした明確な理由は分かりませんが、恐らく「市長の任期」に合わせ
	た可能性があるかと思います。市長が変わったタイミングで、条例自体の見直し
	ができます。
	また、ある程度の期間で見直しの区切りをつけることで、チェック機能を持た
	せるという理由もあるかと思います。
澤田	ありがとうございます。
委員長	委員の皆様からご意見はございませんか。
遊佐	現在の「4年」という期間について、「もっと短い期間で見直したかった」とい
委 員	うことや「もう少し長い期間で見直したかった」といったような、事務側として
	の不都合があったかを教えてください。
事務局	自治基本条例自体が理念的なものですので、すぐに条例を変更しなければ、行
	政サービスが滞るといったようなことは無かったと思います。
	もしも、今後、早急な見直しが必要な事象が発生した場合でも、「4年を超えな
	い期間」という規定ですので、4年を待たずに変更することも可能だと思います。
小 林	今の回答ですと「4年を越えない期間」を「必要に応じて」と変更する意味が
副委員	無いように思います。別に変えても変えなくてもいいのではないかと感じます。
長	「必要に応じて」と変更することで何か変化が出てくるのでしょうか。
事務局	最初に「4年」という期間を規定したところですが、他都市の条例を見ますと
	「5年」や「規定無」というところもございました。
	そのため、一度、自治推進委員会にてそのあたりをご議論いただきたいと思っ
	たところです。
事務局	付け加えると、見直し規定を「必要に応じて」に変更すると、見直しの主体が
	行政に移ってしまうということがございます。そうなると、自治基本条例は行政・
	議会・市民の3者のルールですが、見直しに関する担保が薄れてしまうかもしれ
	ません。
米 満	「必要」という言葉について、誰が「必要」と判断するのかという問題もある
委 員	かと思います。そのため、人によっては、「必要」という言葉が気になるのではな
	いでしょうか。
	変えられるときはいつでも変えられるという今の規定に基づいて、段階を踏む
	ことが大切だと思います。「必要」という規定に変更することは必要ないのではな
	いでしょうか。
澤田	ありがとうございます。その他ございませんか。
委員長	今、米満委員からありましたが「必要に応じて」と変更すると、行政が「必要」
	を感じなければいつまで経っても、自治推進委員会が開かれない可能性があるか
	もしれません。
	現在は少なくとも4年ごとには、条例をローリングすることが担保されていま

す。見直しの結果、変える必要がないかもしれませんが、今回で言うと様々な社 会情勢等の変化に伴い、条例を少し変えようかという話にもなっています。 その他ご意見ありませんか。

越地委員

「4年」という期間に設定した根拠が弱いところが、変更を提案した1つの背景としてあると思います。

市長の任期といいますが、市長任期と見直し期間が綺麗に合致すればいいのですが、市長任期は変則的になる場合もあります。

しかし、「必要に応じて」と変更すると、例えば恣意的に自治推進委員会を開かないといった場合も想定できます。

多少、「4年」という期間に疑問は残りますが、既に規定している以上、それが「3年」であっても「5年」であってもあまり関係ないかと思います。逆に、「必要に応じて」と変更する明確な理由は見当たりません。

もう1つ「まちづくりセンター設置」に伴う見直しについてですが、「6章」あたりに関係してくるのかと思います。札幌市は明確に「まちづくりセンター」を規定しています。私は、「まちづくりセンター」を規定する覚悟があるならば、それを謳う意義は大きいと思います。自治基本条例に規定する以上、それを徹底的に推進しなければなりません。ただ、とりあえず試行的にやってみたということであれば、自治基本条例への規定は怖いと感じます。

ただし、今後、地域担当職員は地域の核として、非常に大きな力になると思いますので、謳いこめば地域担当職員の自覚や地域の期待も高まることも繋がります。「まちづくりセンター」をベースにとことんやっていくんだというメッセージがあれば規定すれば良いと思います。

澤田

ありがとうございました。

委員長

条例の見直し規定については、委員の皆様の意見を踏まえると、特に変える必要はないという話だったかと思います。

また、今の越地委員の「まちづくりセンター」の影響についてですが、「まちづくりセンター」は市役所組織の1つとなっており、この先、名称変更などが生じた場合、その度に条例変更するということになりかねません。札幌市のように長い期間設置しているわけではなく、今年度設置したばかりですので、自治基本条例への規定は少し怖いかもしれません。

少し様子を見て、来年度の「自主自立のまちづくりの推進」の議論において、 活用を検討するほうがいいのかもしれません。

今、話を伺う中で感じたところでございます。

それでは、全体を通じてでも結構ですので、他にご意見ございますか。

越地委員

最初のほうで議論した選挙権の年齢要件引き下げの件についてですが、資料では1ページになります。

私は、条文は「未成年」の表記のままで、逐条解説を「18歳」に変更することで良いのではないかと思います。

なぜかというと、この条文の理念や目的を簡単に言うと「大人も子供も市政や

まちづくりに参加しましょう」というもので、子供というのが「未成年」となります。そこで、わざわざ「18歳」と明確な数字を謳いこむことで、先ほどの理念や目的が薄れてしまうのではないでしょうか。

そのため、「未成年」とはどういう意味かを逐条解説によって、「選挙権の年齢 要件が引き下げられたため、18歳以下を意味する」と補完するほうが、連動性 としても非常にスッキリします。大人・成年とそうでない人、みんなで市政やま ちづくりをしましょうという意味であるならば、わざわざ18歳という文言がな いほうが伝わるのではないでしょうか。

澤 田 委員長

今の越地委員のご意見は、「18歳以下」という区切りをつけることによって、かえって「大人も子供も」という意味が薄れるのではないかと。それよりも、「成人も未成年もみんなでまちづくりをしていく」ということであれば、現在の文言のままでいいというご意見です。

簡単に言うと「18歳以下」と規定すれば、「19歳」は関係無いのかということです。青少年に含まれるであろう「19歳や20歳」が、「18歳以下」と数字を入れ込むことで、自分達は関係無いと思ってしまう懸念があるかもしれません。

色々とご提言をいただきましたので、全体的な意見を踏まえて「見直し(案)」を事務局のほうで整理していただこうと思います。それを元に条文や逐条解説の座り具合を見て、再度、皆様のご意見をいただきたいと思います。

今日の協議では、「公職選挙法の改正」と「熊本地震による影響」については、 条文の見直しが必要かといったところでご意見をいただきました。

「人口ビジョンに基づく様々な課題」については、次年度以降の「自主自立の まちづくりの推進」の中で話し合っていきたいと思います。「まちづくりセンター の設置」についても同様ということでお願いいたします。

最後の42条条例の見直し期間の変更については、見直し不要といったご意見 だったかと思います。

以上を踏まえて、あらためて事務局から案を提示していただき、それを元に議 論を進めていきたいと思います。

最後の事務局から連絡事項はございませんか。

事務局

次回の会議は2月中旬を予定しております。前回と同様、皆様の予定を確認したいと思いますので、配布している「予定表」をご提出ください。

次回の会議は、本日の審議内容を踏まえた見直し(案)を提示させていただき たいと考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

澤 田 委員長

ありがとうございました。

次回の会議までの間に、必要な資料などがありましたら事務局のご連絡ください。

それでは、時間超過してしまいましたが、以上を持ちました第2回熊本市自治 推進委員会は閉会とさせていただきます。長時間、円滑な議事の進行にご協力い ただきましてありがとうございました。